

平成 30 年 6 月 11 日 開会

平成 30 年 6 月 22 日 閉会

(定例第 2 回)

# 日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 25 号

平成 30 年第 2 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 10 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 30 年 6 月 11 日 午前 9 時 00 分
  2. 場 所 日吉津村議会議場
- 

**○開会日に応招した議員**

河 中 博 子	松 本 二三子
加 藤 修	三 島 尋 子
江 田 加 代	橋 井 満 義
井 藤 稔	松 田 悦 郎
山 路 有	

---

**○応招しなかった議員**

な し

---

---

## 第2回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成30年6月11日（月曜日）

---

### 議事日程（第1号）

平成30年6月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 平成29年度日吉津村土地開発公社決算報告について
- 日程第6 報告第4号 平成29年度株式会社ひえづ物産決算報告について
- 日程第7 報告第5号 平成29年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について
- 日程第8 報告第6号 長期継続契約について
- 日程第9 議案第7号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第10 議案第8号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 議案第30号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第31号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
- 日程第16 議案第32号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号 平成 29 年度日吉津村土地開発公社決算報告について
- 日程第 6 報告第 4 号 平成 29 年度株式会社ひえづ物産決算報告について
- 日程第 7 報告第 5 号 平成 29 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について
- 日程第 8 報告第 6 号 長期継続契約について
- 日程第 9 議案第 7 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 10 議案第 8 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 11 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 12 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 13 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第 14 議案第 30 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 31 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 16 議案第 32 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について

---

## 出席議員（9名）

1 番 河 中 博 子

3 番 松 本 二三子

4 番 加 藤 修

5 番 三 島 尋 子

6番 江田 加代  
7番 橋井 満義  
8番 井藤 稔  
9番 松田 悦郎  
10番 山路 有

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（1名）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 高 森 彰                      書記 ..... 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ..... 石                      操                      総務課長 ..... 高 田 直 人  
住民課長 ..... 清 水 香代子                      福祉保健課長 ..... 小 原 義 人  
建設産業課長 ..... 益 田 英 則                      教育長 ..... 井 田 博 之  
教育課長 ..... 松 尾 達 志                      会計管理者 ..... 深 田 珠 生

---

**午前9時00分 開会**

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。本日、6月11日平成30年第2回定例会を開会します。いよいよ梅雨入り、また、台風5号の影響で梅雨前線が刺激され、特に太平洋側の雨量が心配されるところであります。万全の対応をお願いするところです。

6月定例会並びに9月定例会はクールビズ対応とし、ノーネクタイで行います。節度ある服装で対応をお願いします。

ただ今の出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（山路 有君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、橋井満義議員、8 番、井藤稔議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から 6 月 22 日までの 12 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 22 日までの 12 日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定をいたしました。

---

## 日程第 3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第 3、諸般の報告を行います。議長の報告をいたします。説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

請願、陳情の付託報告、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配布の請願、陳情文書表のとおり会議規則第 92 条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。なお、各請願、陳情とも会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

行事報告、3 月定例会から本日までお手元に配布の資料のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に村長からの報告事項があれば報告願います。

石村長。

○村長（石 操君） 平成 30 年第 2 回の日吉津村定例議会の開会にあたりまして、諸般の報告を申し上げます。

昨日、第 60 回の鳥取県西部消防ポンプ操法大会が開催されました。わが村からも当然ではあり

ますが、消防団が出場されて西伯郡、日野郡の10チームでその競技がされたところでありまして、1位は江府町の消防団ということで、このチームは例年全国大会に出場される力量を持っていらっしゃるチームでございますので、ここを超えるというのは非常にハードルの高いものがございましたけれども、後の9チームについては、皆さん善戦をされたということでありまして、わが村の消防団は4位という結果になりましたので、これは2位以下本当に僅差の勝敗であったというふうに考えておりますので、消防団員の皆さんのご努力に対し、お礼を申し上げ、さらなるご活躍をお祈りする者であります。そして、その席には山路議長におかれましては消防団を、激励をいただきましたことにお礼を申し上げる所でございます。

次に、合区の解消についての取組み状況でありますけれども、国会があのようなことで、なかなか、合区の解消の議論が、憲法改正の議論ができないということのようでありまして、合区になっております鳥取、島根、そして徳島、高知の4県の知事をはじめとする地方6団体の皆さんが、4月の27日に東京都内で、合区の早期解消促進大会における大会アピールをしたところでありまして、その中で政府の、政府といいますか国会の7党の議員さんが出席でございました。で、7党うち2党はどちらかと言えば反対という表現でございました。政府与党の自民党の、参議院の議員会長の橋本会長におかれましては、憲法改正が間に合わないということで、どうしても今回は、法律改正でもって何とか地方の声に答えたいということで、ご回答をいただいたところであります。

その後、鳥取県の地方紙にはその合区の動きが、さまざまなかたちで度重なって出ておるわけでありまして、最終の自民党の方向としては、拘束名簿式の比例代表を導入するというところで、鳥取、島根、高知、徳島のそれぞれの県から参議院議員が誕生しないということはないという方向でありますけれども、そうはいつても、比例名簿ということでありまして選挙区ではありませんので、選挙区で名前を書いてもらうのが本来の選挙だというようなこともありますし、仮に比例で当選しても、純粋な県代表ではないというような懸念もあるというようなご意見が出ておるところでありますけれども、来年の参議院選挙においては、その名簿比例拘束式ですか、それで、それぞれの県の代表を出すということのようでありまして、わが鳥取県と島根県がどちらから候補者を出されるのかということは、これからのまた議論が、自民党内の議論になりますけれども、ただ、自民党以外、政権与党以外の政党の皆さん方はこの案については到底合意のできるものではないだろうというふうに思っているところであります。

今回は、暫定措置として受け止めなければならないなあというふうに考えておりますけれども、

しかし、あくまでも合区の解消を求め、訴え続けていかなければならないというふうに考えております。わけて鳥取、島根県は西から東までの選挙区の距離が350キロにも及ぶという、広大な地域でありますし、分けて島根県には離島、隠岐の島という離島もあるということでもありますので、選挙民が候補者を知る機会が、十分に確保されているということとは言えないだろうなあというふうに考えております。

この件につきましては、都市部の方では合区でいいのではないかというようなご意見もあるようございまして、なかなかその道筋は難しいものがありますけれども、あくまでもそれぞれの県の代表が県の代表として意見が述べられる選挙制度でなければならないということで訴え続けていきたいというふうに考えておるところであります。

次に、村内の関係であります、コミュニティ支援ならびに日野川水系大規模氾濫時のタイムラインについて申し上げます。

平成16年度より各自治会へ、コミュニティ計画作りを提案し、役場職員を支援スタッフとして配置し、自治会が主体的に活動できるよう支援を行ってまいりました。しかし、近年コミュニティの中心的存在であります自治会においても、少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化などの影響を受け、地域を支える人材の高齢化とその後継者不足といった課題も生じ、つながりの場として、いかに維持し強化していくかが求められているところでもあります。

このようなことから、住民と行政が互いに協力・連携を図り、現状に即したコミュニティづくりが改めて必要と考え、地域と行政をつなぐパイプ役として各自治会の課題抽出、解決策検討などの取組みをサポートする支援スタッフを配置するというので、取り組んでいるところでもあります。まあ、10月から具体的には全職員が各自治会に出向き、支援できるよう、現在、スタッフの構成について検討したり、職員の事前研修の実施も計画しているところでもあります。

研修では、各自治会の役員にもご出席をいただきながら、この支援スタッフの配置、さらには、コミュニティ計画の取組みということを改めてお願いをしていくということで、できるだけ早めに自治会の方に取組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

この件につきましては、先ほどの先般、開催しました自治連合会の中でも、提案をしてその取組みの旨もお願いをしたところでもあります。

次に、日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会を中心に関係機関と連携し、日野川水害タイムラインが完成をいたしました。タイムラインとは、住民の命を守り経済被害を最小化することを目的に、いつ、誰が、何をという3つの要素を、防災に係わる組織が連携し、災害に対するそ



それぞれの役割や対応行動を定めた防災行動計画であります。

このタイムラインは、多機関連携型タイムラインとして山陰地方で初の完成であり、この完成により災害対応の抜け、漏れ、落ちがなくなるとともに、先を見越した対応が可能となり減災が実現できるものと期待しておるところであります。また、6月の6日だったと思えますけれども、県管理河川のタイムラインも完成しております。わが村でいきますと、県管理河川ということでは、佐陀川が対象になっておりますので、それが完成したということでもあります。

前回のコミュニティ計画づくりの中では、各自治会で防災マニュアルを策定していただきましたが、このタイムラインの完成を機に防災マニュアルの見直しを含め、コミュニティ支援における一つのテーマとして、住民と行政が役割分担し、連携・協力し合いながら取り組む、自助と共助の関係のもとに、継続的な取組みをするように支援を行っていききたいというふうに考えております。

次に、日吉津村土地開発公社について申し上げます。日吉津村土地開発公社は、公用地の取得・管理・処分を目的として平成元年に設立したところであり、設立以後都市公園事業や、農村土地利用活性化事業などにおける代替地の確保、事業用地の先行取得を実施してまいりましたが、長期間の景気低迷と財政状況の悪化により計画した事業の遂行が停滞し、経営に影響を与える事態になっておるといようなことで、総務省からも指摘を受けたところでありまして、この状況を打破するため、総務省の経営健全化対策を受けて、平成25年度から平成29年度までの5ヶ年の経営健全化計画を策定し、取り組んできたところでもありますけれども、計画の最終年度である平成29年度において、土地開発公社所有の土地を全て村に買い上げて、計画が完了したところではありますが、都市公園事業用地に関しての土地所有者とは、現在協議している部分もございまして、これらが決着をして、今後土地開発公社をどうするのかという結論を出していきたいと考えております。

次に、子育て支援の取り組み状況についてでありますけれども、本村では、「みんなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」を基本理念とし、日吉津版ネウボラをめざし、先進的な子育て支援に取り組んできたところでもあります。

平成29年度からは、子育て支援の対象を広げる観点から、保育所等を利用しない1歳までの在宅育児世帯に対して、県内では唯一でありますけれども、現物給付、またはサービス利用料等の経済的支援を行っており、より子育てがしやすい環境整備に努めているところでもあります。

手狭になっております保育所の建て替えについては、昨年3月に策定しました日吉津村公共施

設等総合管理計画に基づき、児童館、子育て支援センターとの複合的な建築も視野に入れながら、村民検討委員会や職員プロジェクト、関係者へのアンケート調査等で具体的な検討を進めてまいります。

次に、健康寿命の延伸について申し上げます。政府では、日本再興戦略等を踏まえ、2025年に向け、国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指して、本村でも、疾患の早期発見のための妊産婦や乳幼児に対する健診の推進、特定健診・特定保健指導等を通じた生活習慣病予防等の推進、がん検診の受診率向上によるがんの早期発見、高齢者の肺炎予防の推進、介護予防・認知症予防の推進、禁煙対策など健康寿命の延伸に向けて取り組みを進めてきたところであります。

平成29年度からは、効果的な保健事業の展開に向け策定した、日吉津村データヘルス計画に基づき、新たに健康ポイント事業や健康スキルアップ事業など、健康寿命を男女とも70歳を目指し、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へ繋がるよう保健事業を、展開をしているところであります。また、各自治会へ出向いての「まちの保健室」も引き続き実施いたします。今年度はヴィレステひえづでの定期的な開催も計画しており、健康的な生活習慣が実践できる場、心やからだの気になることを気軽に相談できる場を設けてまいりますので、ぜひとも皆様のご参加をお願いするものであります。

次に、国民健康保険事業についてであります。平成30年度からの制度改正により、運営主体が市町村から都道府県に移管されました。鳥取県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担っていかれます。平成30年度の本村の保険税率につきましては、医療費が落ち着きをみせている現状や、国保制度改正に伴う国からの3,400億円の財政支援や激変緩和措置により据え置きとさせていただきました。しかしながら、この度の税制改正で、一般会計からの法定外繰入は原則できなくなることから、今後毎年、保険税率の見直しが必要となります。国の動向にもよりますが、本村は、県内市町村の中において医療費、所得、ともに高い水準であることから保険税率の上昇が避けられないことも予測されますが、ご理解をいただきますようお願いをするものであります。

次に、農業についてですが、昨年まで中心的な担い手の景山さんが急逝、お亡くなりになったわけでありませけれども、その農地について、農地中間管理事業を利用して、受け手の方の連絡調整会議を実施するなどして、担い手の方への集積を進めてきましたが、米子市を含めた31.6haの内、12.2haについて耕作者が決まらず、鳥取県農業農村担い手育成機構に管理していただくこととなりました。

この結果については、4月28日に地権者の方を対象に、現状及び今後の留意点について説明会を開催したところであります。

村外からの農業参入者の耕作希望も増えてきており、景山さん関連の農地も含め、低利用・未利用農地の有効利用を図れるよう、利用調整を進めてまいります。

また、平成29年の土地改良法の改正により、一定の要件に適合すれば農家の負担のない農地基盤整備事業が可能となりました。本事業を活用して、担い手が農作業を効率的に行えるよう農地の集積、区画拡大、農道・水路の整備を推進してまいります。

次に、教育関係についてご報告します。今年度から小学校の全学年を30人学級といたしました。特に6年生において顕著な効果が表れております。一人一人に目が行き届き、子どもたちの変化に速やかに対応することにより、生徒指導上の問題が激減したと伺っております。同時に、個々の学習状況を細やかに点検・把握して個別指導に生かせるようになったとのことでもあります。

また、6年生におきましては、二人の担任による、国語と算数の教科担任制を実施しております。たとえば申し上げますと、一方の担任が算数の同じ内容の授業を二つの学級で行うわけですので、教材研究が深まり、授業の質が高まって、基本的な内容の定着とより分かりやすい授業づくりにつながるるとともに、学級間の学力差が生まれにくくなることを期待しているところであります。

次に、日吉津村のコマーシャルソング「ひえづのうた」の制作につきましては、四季折々のダンスシーンを撮影してございまして、桜堤での児童館の子どもたちによるダンスの動画をはじめ、撮影済のものから、順次、日吉津113チャンネルで放映するなどしているところでございます。

4月からは、11時半の時報と防災無線放送のオープニングメロディーとして「ひえづのうた」を流しておりますので、村民の皆さんに親しんでいただけるのではないかと考えておるところであります。

以上、申し上げます。平成30年第2回定例議会の開会にあたっての、諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（山路 有君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第2号 から 日程第8 報告第6号

**○議長（山路 有君）** 日程第4、報告第2号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第3号平成29年度日吉津村土地開発公社決算報告に

ついて、日程第 6、報告第 4 号平成 29 年度株式会社ひえづ物産決算報告について、日程第 7、報告第 5 号平成 29 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について、日程第 8、報告第 6 号長期継続契約について、以上 5 件については、村長からの報告ですので一括議題といたします。

村長の報告を求めます。

石村長。

**○村長（石 操君）** ただいま一括議題となりました報告第 2 号の繰越明許費、および報告第 3 号から第 6 号までの決算報告並びに長期継続契約などについてご報告申し上げます。

まず、報告第 2 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり村営住宅建替事業について、平成 30 年度に繰り越しましたのでご報告申し上げます。

次に、報告第 3 号ですが、これは平成 29 年度日吉津村土地開発公社決算報告についてですが、まず 1 ページの貸借対照表では固定資産の公有用地を全て処分しましたので、預金のみの流動資産 7,427 万 2,541 円となっております。また、資本金 500 万円、利益剰余金 6,927 万 2,541 円で、うち当期損失が 10 万 9,450 円でしたので、負債及び資本合計では、7,427 万 2,541 円となったところであります。

次に、2 ページの損益計算書をご覧くださいますと、経常損益の部では、営業収益のうち、公有用地売却収入は、村に売却した農村土地利用活性化構想用地などで 3 億 3,161 万 318 円であります。付帯事業収入は、電柱敷地料 1 万 2,460 円であります。村補助金収入は、利子負担金補助金や境界確定調査等負担金の受入れ額など合計 102 万 3,163 円でございます。

次に営業費用ですが、売上原価は公有地売却分の原価 3 億 3,161 万 318 円、販売費及び一般管理費は、県及び村の法人税と土地改良区の賦課金を租税公課に、借入利息を資金移動する際の振込手数料を支払手数料に、境界確定調査費用・測量などを雑費に計上し、合計 67 万 3,704 円となりました。

また、営業外費用は借入金に対する支払利息 47 万 2,683 円でありまして、差し引き合計 10 万 9,450 円が当期損失となったところであります。

次に、7 ページをご覧くださいますと、海浜運動公園用地として 6,793.86 平方メートルを村に売却いたしました。処分価格にして 3 億 3,161 万 318 円となっております。

その他として 8 ページから 10 ページには、預金、公有財産、借入金及び基本金の明細表を添付していますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、10 ページ後半から 11 ページにかけて経営健全化計画の進捗状況を掲載したところであり、今年度をもって終了したことをご報告を申し上げます。

次に、報告第 4 号平成 29 年度株式会社ひえづ物産決算報告についてであります。2 ページをご覧くださいますと、株式会社ひえづ物産は、ご承知のとおり賃料収入により経営しているところでございまして、損益計算書のとおり売上高は 1,539 万 7,992 円、販売費及び一般管理費は 1,569 万 2,347 円で、営業外収益・費用などを加え、当期純損失金額は、71 万 1,594 円となったところであります。

近年の営業状況は、微増の状況でありましたが、このような状況の中で昨年 3 月末をもって一店舗撤退されたところであり、その後、松江市の魚加工業者と協議しましたが、経営上の問題から出店が困難となりました。

また、年度末にはパン屋が出店の意向を示されましたが、店舗計画と合わず保留となっているところです。今のところ、今年度末に向けテナントで、入店で今営業していらっしゃる魚屋さんが出店を検討されているところですので、引き続き、空きテナントの解消に向け交渉してまいり所存であります。

なお、詳細については決算報告書をご覧くださいまして、皆様の更なる御支援を賜りますようお願いをするものであります。

次に、報告第 5 号、平成 29 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告についてであります。2 ページの損益計算書をご覧くださいますと、売上高は 1 億 6,875 万 7,308 円で、売上原価 4,248 万 6,300 円を差し引きますと、売上総利益は 1 億 2,627 万 1,008 円で販売費及び一般管理費 1 億 5,699 万 7,731 円などを差し引いた経常損失は 3,063 万 3,345 円となりました。そこで、村補助金を入れていただいて、村補助金により当該純損失金額は、370 万 4,345 円となったところであり、これにより、1 ページの貸借対照表の繰越利益剰余金がマイナス 266 万 3,419 円となったところであり、

次に、7 ページ、8 ページの利用状況をご覧くださいますと、休憩と宿泊を併せての利用者数は 2 万 8,392 人、前年度比で 2,610 人の減となっております。風呂等の改修による 8 月 21 日から 10 月 10 日までの 50 日間の全館閉館ならびに 1 月の長雪の影響により、利用者数、売り上げとも減少いたしました。リニューアル後の 11 月、12 月、また本年 3 月は売り上げが増となっておりますので、市町村職員共済組合の指定、風呂等の改修の効果は出ているものと考えておるところであります。

今年度は、8月20日から9月14日までの約1ヵ月、厨房の改修を行う予定ですが、全館閉館はせず、素泊まりでの宿泊や入浴、そして売店など一部営業を継続しながら改修し、少しでも売り上げの向上に努めたいと考えておりますので、引き続き、村民の皆様の憩いの場としてご愛顧いただきたくお願い申し上げます。

今後も、利用された方のアンケートを踏まえ、女性からのご意見も参考にするなど接客の向上を図りながら、職員一同更なるサービス向上を目指したいと考えております。併せて、経営・経理面においては、理事会や評議員会からのご意見も踏まえ、赤字を少しでも抑えるべく努力したいと考えておるところであります。

詳細については決算報告書をご覧くださいまして、皆様の更なる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第6号でありますけれども、これは長期継続契約についてです。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に別紙報告書を付しまして報告するもので、案件は2件であります。

1 件目は、家屋評価システムの保守並びにリース契約をしたものであります。契約の相手方はリコーリース株式会社中国支社、契約金額は月額2万4,516円、契約期間は5年間であります。

2 件目は、公用車ピックアップをリース契約で配備したものです。契約の相手方は株式会社トヨタレンタリース、契約金額は月額1万8,360円、契約期間は5年間であります。

詳細については添付いたしております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

以上で、報告第2号から報告第6号までの報告とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑は各報告ごとに行います。報告第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

**○議員（7番 橋井 満義君）** 7番、橋井です。報告2号の質疑をさせていただきます。これは繰越明許費ということで計上されております。翌年度の繰り越し43万4,000円ということで、もとの金額243万4,000円に繰り越しをするということでもあります。これでこの計算書見ますと款、項はわかるんですが、これは目については住宅管理費でその説明については、これは新しい村営住宅の設計料分を繰り越しするという理解をすればいいのでしょうか。

それと設計料については、随契でやられて選択といいますか、指定をされたのかどうかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 橋井議員の質問にお答えいたします。ご質問のとおり、設計料の一部の繰越しと、それから契約につきましては入札契約でございました。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 入札で行って、この度繰り越しをされたということですね。それでこの繰り越しについては、なぜ繰り越しをするに至ったというその経過の理由を求めたいというふうに思います。

と申し上げますのは、今年の3月の補正予算で補正の財源の部分でですね、この住宅管理費で国県支出金の51万3,000円の減と、それとその他の部分で56万8,000円で、これが約100万ちょっとですね。それで一般財源から95万を充当して、補正額が13万1,000円ということの補正をされております。それでこれとの因果関係については、この国県支出金それとその他の部分についての金額が、影響があったためにこういうかたちにされたのかということ、ちょっとその部分が連携、多分してるとお思いますので、そこの部分が理解をなかなかできなかったのもので、説明を求めたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） はい、橋井議員の質問にお答えいたします。金額につきましては、追加の調査がありましたので、その関係で翌年に検査の方が繰り越ししましたので、その関係で金額、国県を減らして一般財源でということとしてしております。内容につきましては、一部専門的な調査を入れないといけなかったもので、それを今年度に加えたものでございます。以上です。

[発言する者あり]

○住民課長（清水 香代子君） 申し訳ありません。繰り越したものでございまして、加えたという言葉ではございませんでした。失礼しました。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 専門的な調査が必要であったということは、その専門的な調査というものはいかなるものですか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 住宅性能評価でございます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから報告第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。先日全員協議会の方で、開発公社の件について、村長ご出張でしたので総務課長の方から説明をいただきました。その中でだいたい6月までには概ね全部決着つく予定だったけど、農地の関係があって11月頃まで、多少不正確な部分があるかも知れませんが、11月頃まで処理が長引くんだということをお聞きしたんですけども、このいただいた資料見ますと、もうすでに全部終わったような形になっていますけれども、そのあたりはどういう、多少、村長先ほど説明いただいたのと齟齬があるように思いますけれども、どういうことなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 村長。

○村長（石 操君） えっと、あのこの開発公社の長期借入金とそのなくすという総務省の計画に従って、開発公社が先行取得しておいた土地を、いわゆるその開発公社の取得は、銀行から借入れを起こして取得をするわけです。このものが一般会計の財政運営において、影響が出るのではないかというような総務省の5年前の指摘があって、この公社が借入れをしておいた資産を村が全部買い取ると、買い取って全部開発公社の土地はゼロになったということです。現金だけが、これまでの利益金の現金だけが残ったということでもあります。

海浜公園の関係で交換をする内容については、概ねこの土地とこの土地とこの土地を、現金をこの程度のもので買い取りをしようということで、双方が一応、これで進もうというところできたわけでありまして。その進めるに当たって村と当事者は、一応合意をしながらこれで行こうということで、農業委員会と、村でいうと農業委員会、それから県でいくと農業会議の方にこんな計画で、本来、公共団体が農地を取得できませんので、公共目的として取得するための計画を立てて、こんなことで計画をしておりますので取得をしたいということで、農業委員会なり、県の農業会議に相談をしましたが、村が農地を取得するための計画がもう一つ詰まっていなあとということがございましたので、その計画をさらに詰めて、どこに村内はある程度のご理解はできるというような気がしておりますけれども、でも、判断は一緒な農地法での判断ですので、しっかりとその所を計画を公共性をもっとしっかりとうたい込んで、さらには農業会議にもご



理解をいただいて、その村が取得するという計画を立てなければならないということで、指摘をいただいておりますので、そのところを詰めて農業委員会なり、県の農業会議なりに、承知をいただく計画書にしていくということでもありますので、そのためには、多少時間がかかるということでもありますので、あれからすでに第1回目のやり取りはしたところでもありますけれども、その公共団体が通常は取得できない農地を、公共目的で取得するということでもありますので、さらに計画を詰めて進めていきたいということでもありますので、今回の6月議会の提案にならなかったことをお詫び申し上げながら、鋭意努めてまいりたいというふうに思います。以上であります。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。わかりました。そういう方向で進めていただいておりますと、まあ、多少文章表現の問題なんかもどうかなと思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。それで、先般、えっと、5月1日ですか発行しました議会報の中でも、土地開発公社の件、取扱わせていただいております。その中で、やはり村長の、理事長の所見ということでいただいて議会報の中にも掲載しとって、村の人もずいぶん多くの人に読んでいただいておりますのではないかと、今後の方向付けについてですね、と思いますけれども、その中でいわゆる解散方向で向けた検討をこれからするということですね。それで、他の自治体、ずいぶん、また後ほど県下の状況なんか、解散の状況は県で19の自治体があるんですかね、市も含めて。だいたいどれくらいのところが解散したり、解散方向に向けて検討しとるんかということがあればちょっとそれを教えていただきたいと思います。

と申しますのは、この議会報の取扱いの中でも説明さしていただいておりますけれども、これが平成元年ごろの計画ですね。多分、村長もその時は担当課長でやっておられたんでしょうか。そのように、わたし以前のことはわかりませんので、ちょっと同僚議員から聞いたりしておるわけですが、あの、30年経過したということですが、平成30年でございますので、30年、ずいぶん違いますよね。ずいぶん、もう原形が原野みたいところがもう街になってきるといふ経緯がありますので、これはやはり、いわゆるこうかこうといいますかね公有地、村長も先ほど説明されましたように、本当時は役にたつとんだらうなあとと思います。むしろ財政的になかなか難しい面がなってきたので、あるいは都市計画がしっかりした都市計画が村で組めないもので、やはり解散してしまおうかということであれば、残念きわまりないなあという気がします。30年後の現在の村というのは、その当時の30年前の都市計画できっちり整備、いろいろ将来を考えながら計画されたもんだと思います。

ですから、議会報の中ではやっぱり行政主導の計画が将来村作りにつながるということで、議会の方としては、結論的にそういうふうに表現をさせていただいておったわけですが、そのあたりについてはどうなんでしょうか。ちょっと、解散方向というのは軽々に方向付けをしていいもんかどうかという多少心配がございませうけれども、そのあたりはどうでしょうか。せっかくの法整備がされて、そういうように先行取得ができるようにということで、将来計画が組みやすいようにということでできたもんじゃないかと思うんですが、そのあたりをお聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** まずあの、30年を経過したわが村の地域づくりの実態といいますか、その当時のことを振り返るのが一つと、それから県内の公社の実態はどうなのかということのこの二つだと思いますけれども、30年前は実は日吉津の北部地域を下水の整備ができてですね、それに合わせて、地域を発展させようというようなことが前提にありました。

平成2年にバブルがはじけております。で、わが村に影響が出たのは平成4、5年からだと思っております。公共事業の進ちよくができなくなったということで、その大きな遠大な計画の中で海岸の離岸堤は国の事業でありましたけれども、この一体的な村の考え方の中で一定のものが出来上がりました。

それは船溜まりという漁業者の舟を係留する場もできたと、それから温泉線という道路ができた、そして今吉の田園居住区、いわゆる都市計画的な利用の田園居住区ができた、さらには農地も整備ができたということでもありますけれども、公園事業につきましては、民間の事業を導入するという計画でございましたので、具体的な企業がそこで遊戯施設といいますか、そのレクリエーション施設といいますか、さらにはホテルも建てたいというような意向があつて、それについての北の海岸部の一体の計画でありましたけれども、それについては民間の事業を利用すること、民間のノウハウを利用することについては、そこでバブルがはじけて民間業者の方からのアクセスがなくなってしまって、それがストップしたという大きな理由だと思っております。公園事業の一連であったと思っておりますので、それが思うようにいかなかったということではありますが、その前提でわが村の公共事業の公園事業はやっていくということで、地権者の方にご理解をいただいて、土地を先行して村が使っておったというようなこともありますので、その契約の平成4年、5年当たりの契約からおおかた30年たってしまったということでもありますので、その最終的な決着をしておかなければならないということでもあります。

それはあの、その当時は非常なバブルの時でありましたけれども、何もできるような感覚で事業の計画がされましたので、今からみれば多少無理をしたなというところでおりますので、ひとつのブレーキがかかったということですが、最後の始末をしておかなければならないというのが今回の話であります。

公共用地の、いわゆる開発公社の負債を村の標準財政規模の2割までに納めなさいというところが、財政健全化の中では、最終的には1割までに下げなさいということで、5年間の計画を立てましたので、結果としては全部処分をして利益金が7,400万でしたかね、その程度残ったということですので、じゃあ、この土地開発公社をどうするのかということでは、今までのとからいくとそのバブルと言いますかその平成の初期のように、土地を先行取得するというような大きな事業がなかなか組にくいということもありますので、たとえば、道路事業だと先に土地は買えるのは買えるわけですので、前年に土地を買うとかそういう方向は出せるわけですので、長年の長期計画でもって土地を取得するという事業が今組立にくいということがありますので、開発公社を解散するのかどうなのかということは、とりあえず公社の負債は村に買い取っていただきましたので、開発公社が身軽になりましたので、どんな立ち位置でもできるというふうに考えておりますので、公社の解散という方向は考えながらも、本当はどげがいいのかということはまだ、これからの議論になります。

で、今回の経過として報告しましたように、すぐすぐに農地法上の問題から解決したいということですので、もうしばらくその検討する時間があるかなあというふうに思っております。それが一つと、それから、公社の県内の実態ということでは、他の町村で、標準財政規模の2割に相当する土地開発公社の会計を抱えていらっしゃる自治体は、県内ではないのではないかと思っております。隣の米子市が、多少流通団地が売りあぐねられたということで、新聞等では出ましたけれども、この流通団地の予定地も全部売り切れたということですので、米子市は解散の方向に向かって議論をされ始めたというような、報道はありましたけれども、解散に至ったのかどうなのかということは把握しておりません。

わが村の、それこそ11億から12億の標準財政規模の中に、最中は6億にも上る長期借入金が開発公社として抱えておりましたので、それは村の長期的な財政運営、そして開発公社の長期的な財政運営これをいっしょにひっくるめたもので、村はどうやって財政運営をしていくのかということで、つねづね考えてきたわけですが、開発公社の解散にあたっては、5年間で標準財政規模の1割以下の負債にする計画でもって、わずかですけれども、交付税措置を、いわゆる

買い替えるための交付税措置を国が手伝ってやるということでしたので、そんなところに至ったということで、他の町村の実態としては、そんなに大きな負債をもった開発公社というのは存在しないというふうに思っておりますので、正確なデータや情報ではありませんけれども、そんなところですので、わが村も一応開発公社という別のなんていいますか、あまりよくわからない会計の中で負債を抱えておりましたけれども、このものを村が引き取っていただきましたので、全体での財政計画、長期返済計画ができ上がったというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 長期財政計画ができた、それは本当に喜ばしいことだなあというふうにわたし自身も思っております。その上でちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、これまあ今後最終的な結論は、解散に向けてどうだという、最終的な結論はもう少し先になる。十分に検討したいということなんですけれども、これは解散するかどうかというのは議決事件ですか、どうですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 開発公社はわたしが理事長になって、職員で理事を務めておることではありますが、これは開発公社そのものが解散するというその、土地開発公社の理事会の中で決定すれば、解散にいたるというふうにわたしは思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。すみません、先ほど村長の説明の中で、県に申請した土地ですよ、それが全部公共の目的で取得をするので、問題はないだろうということをおっしゃいましたけれども、そうでないといけんのかなとは思ってますが、村の農業委員会を通過して、農業会議へ提出をされたということになっていると思っておりますけれども、その公共目的で取得をする分についての、その、長らく期間が掛かっているというのは、何か問題があつてなっているのかなと思ったりはしますし、土地の 27 年ですかね、図面をいただいてここ、ここ、ここが未解決ですということの説明をいただいておりますけれども、それを見ますと、全部ここが公共の目的で取得をする部分にあたるのかなってというようなことを思ったりはします。そういうことはないでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 長らくのここまで、時間が掛かったというその原因はですね、当初お互い

に面積で交換しようということで話をさせていただいておりました。そこでスタートしましたけれども、税法がどこでそんなことになったのかよくわかりませんが、当初そんな契約でしたが、面積で交換するのはいわゆる税法上では問題ありだと、その価格で交換すべきだというような見解が流れてきましたので、じゃあ、価格で折り合いをつけるということになるとどうということかなあということで、ずっと、議論をしてきましたが、なかなか価格ということにはむずかしいだろうなという最終的な向こうさんの意向もあって、今回は向こうさんはこの土地とこの土地を売却だと、で、うちが交換を予定した土地は、それは一部は引き受けしませんというようなことがありましたので、そんな方向で進もうということであったところであります。

それから、図面につきましては、最終図面はこれまで何回か全協でお話しした図面は、交換のものが前提で図面を出しておるのかなあという気がしておりますけれども、この頃出させていたのは買い取りというところでもありますので、それをもってその公共の用地を、まあおおまかにいきますと、4カ所ぐらいに分散するようでありますので、そこをそれぞれの公共目的を作り上げていくということで進んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今後その公共目的、何をするかということを決めていくってということなんでしょうか。さっきの答弁を聞いていますと、なんかそういうふうにとれるんですけども、申請をする時にこういうことの目的にするので、取得をするということでは出さないのでしょうかね。それがちょっと、わからないんですけども。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） あの、先ほど途中でふれましたけれども、交換という方向を変えたということでもありますので、この土地とこの土地とこの土地を4分割したところで、それは買い取って下さいという要求で、こっちはお渡ししますと言っておった土地が、それはありませんというようなことがありましたので、そんなことに方向を切り替えたわけで、で、直接的に大きな4カ所について、どんな利用をしていくのかということでは、もともと公園の交換ということでお渡しするという土地でしたので、そこを公園にするわけではございませんので、新たな目的や、新たな行政課題、この30年経った行政課題に対応するべくものを、作っていくということでもありますので、それが当初からの今の4分割されたところで、そこを行政目的にやっていくということとは多少組立が変わりましたので、そんなところで詳細を詰めて行きたいと、今必要に迫られておる行政課題もありますので、そんなことも含めて計画を立てて行きたいというふうに思ってお

ります。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

橋井議員。

**○議員（7番 橋井 満義君）** 7番、橋井です。この問題については、わたしも一般質問の通告でこれに関係したことがありますので、この部分はこの部分として当事者との関係の因果ではなくて、あくまでも報告についての質疑にさせていただきたいと思います。

まずこの7ページなんですけれども、事業の状況とそれから用地処分が出ております。ここで、これからの土地を、どうするのかなということがみてとれるわけなんですけれども、この中でですね、この土地活性化構想の用地の部分のこの面積がないんですけれども、この空欄部分については、どういうふうに理解をしておけばいいのかなというふうに思います。といいますのが面積はこの空欄の部分との合計、しかしながらこの原価部分では金額をここはいつておりますので、面積のないものに減価を乗っけてというのを、どのようにわたしもは理解をすればいいのかなという事は、なかなか苦慮するところなんですわ。

前々から申し上げておりますけれども、各めいめいの面積を減価で割って、平米あたりの単価等を出せばですね、ある一番上の1と1ノ6、1ノ13なんかは約5万4,000円ですね。平米あたり、そうしますと約15万まだ高いところもあるんですけれども、これ最終的に面積と原価の一番最終の合計表を割っていきますと、これが4万8,800円ですが、4万9,000円、坪になおしていきますと16万ですね。日吉津村内で16万の土地を求めようとしますと、結構なところが買えるような計算ができるわけで、いかにこの用地処分の部分の原価といいますか、土地の部分が高額なものかということ、わたしは村民の人には一度理解をしてもらった中で、ここの面積の、空欄の部分をちょっと説明して下さい。

**○議長（山路 有君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 橋井議員のご質問にお答えいたします。まああの上にもありますけれども、補償費とか造成費とかそういう部分で面積の関係ない部分を上げております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 橋井議員。

**○議員（7番 橋井 満義君）** まっ、いいですわ。いいですわというより、今の1、2、3番目のところはカッコ補償費として、この補償費というふうに理解できるわけですよ。ここの要するに、農村土地活性化用地6ノ2番から土地区画整理事業分6ノ8までは面積ないですよ。

やっ、補償費、造成費なら造成費というふうにここはうたっておられれば、わたしどもわかる

んですよ。ここの原価の金額を足しただけでもですよ、これ 3,000 万以上になるんじゃないですか。えっ、そのお金が何に使われるのかなということがわからないから、この表では。その部分をはっきり教えていただいて、この報告の部分をわたしは納得したいなというふうに思いますよ。お願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それでは、活性化構想用地の 2 番から活性化構想用地の 6 ノ 2 番から 6 ノ 7 番はいずれも補償費であります。事業推進上の補償費であります。土地の交渉非常にご苦労があったということの補償費であります。それから 6 ノ 8 の土地区画整理事業につきましても、これは換地処分に伴う全体での補償費をそこに使わしていただいたという内容であります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 最後になりますので、これらの補償費ということで先ほどの空欄の部分は解釈をいたしました。

特にこの問題については、先ほど同僚議員の方からもありましたけれども、平成 25 年くらいからずっと公会計ということで、村内の各公社であったり云々であったり、要するに村全体としての負債の部分のグロス負債を、村が将来的には背負っていかなくてはならないというので、これは公会計をきちっとして全体として、要するに隠れ負債、言葉は悪いかもしれませんが、隠れ負債と言ってもいいと思いますけれども、その部分を明らかにして財政、行政財政をきちっとしようということで、ここまで至ったのではないかなというふうにわたしは理解をしています。

特に今まで、今回の 11 ページにここは明確にされたんですけれども、いろんな資料から出ておりましたとおり、村内でも唯一の異種団体で、要するに負債部分が大きかったということの認識に基づいて、これらをわたしも説明といいますか、質問してきた経緯がありますのでこの辺の認識を今一度、どうかなということを所管として求めたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 開発公社の決算書の明細については、従来からも公表しておったところであります。よろしくお願いします。

今回が明らかにしたというものではありません。従来からその部分は面積を出して、公表をし続けてきたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから報告第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから報告第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから報告第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。ひとつだけ教えて下さい。これ家屋評価システム委託料、今回が何回目かの契約金額ということで出てきたらと思います。新たなあれじゃありませんので、ちょっとあるいは以前説明していただいたかも知れませんが、ちょっと忘れちゃったといえますか、わかりませんのでちょっとお願いしたいと思います。

これ、どんなシステムで、またあの現状としてはどのような形で使われるといったことだったのでしょうか。ちょっとこれ、お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。この家屋評価システムですけれども、現在新築とか増築とかをされたご自宅に対して、担当課の職員の方で家屋評価に伺っておりますけれども、実際にこの評価の結果を、システムを使いまして、家屋評価の固定資産税の基になります金額を計算するシステムでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号、第3号、4号、第5号、第6号を終わります。

---

## 日程第9 報告第7号

○議長（山路 有君） 日程第9、報告第7号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題と



いたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 報告第7号、平成30年6月11日日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員会委員長松田悦郎。総務経済常任委員会の調査研究について、標記の件について、別紙のとおり報告します。

総務経済常任委員会調査報告、日時、平成30年5月16日水曜日、視察先、南部町地域農産物加工施設めぐみの里、これは10時30分から、南部町立すみれこども園が13時から、視察者、山路、加藤、三島、松田、事務局長であります。

最初に南部町地域農産物加工施設めぐみの里について説明します。本村のふれあい生活館の運営について参考とするため、南部町阿賀にある地域農産物加工施設めぐみの里を視察し、施設内で南部町産業課の芝田課長さんほか課員1名の方から説明を受けました。

平成7年にできた同施設は、敷地面積が990.1平方メートルであり、現在は営業許可利用団体の4団体と味噌、豆腐、餅、菓子などを加工するため個人利用が主となっています。また、利用は少ないものの、加工とは別に洗濯機、乾燥機も設置されていましたが、規模や利用の実態こそ違えども、本村の施設に類似した施設でありました。

開設以降団体及び個人での利用は順調でありましたが、生産者の高齢化等により近年では利用が下降気味となり、収入は年々減少したところであります。町費の負担が増大することもあり、平成30年4月から指定管理を募り、現在は青年海外協会のジョカが年間450万円の委託料で管理、運営を行っています。

本村のふれあい生活館の現状を考えた場合、指定管理制度の導入には難しさがあるが、広く村民の利用を伸ばしていくためには、本村の現状や今後の見通しを見極めた上で、検討が必要であると感じました。

次に南部町立すみれこども園について説明します。日吉津保育所の建て替えの検討が始まることを受け、南部町立すみれこども園を視察しました。南部町役場子育て支援課の仲田課長さんや、副園長さんの他2名の職員さんにより、施設前から現在に至るまでの経緯等について説明を受けました。

施設の設計はプロポーザル方式により行われ、本村のヴィンステヒエづと同様、鳥取県みどりの産業再生プロジェクト事業費補助金を受け、平成27年3月に開園されました。園舎は木材がふんだんに使用され、園内には広くゆったりした空間があり、子どもの成長に合わせた遊びも工夫

してできるよう3つの園庭が設けてありました。建設にあたり関係者がほかの自治体の保育施設を視察したり、内部でさまざまな検討を重ねたようではありますが、その結果倉庫の広さと空調設備については、特に重要視されたとのことや、保育現場の職員の声を多く取り入れられたようがあります。

スケールメリットを生かすという視点から、本村の保育所は他の児童福祉施設との連携を鑑み複合的な施設の建設も一考する必要があります。新たな施設を建設する場合、従前のものより面積が減少するなど、一定の要件がそろえば有利な起債が借りられるということもあります。このことは以前にも村長の説明があっており、そのような視点で進められることを望むところであります。以上終わります。

**○議長（山路 有君）** 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

---

#### **日程第10 報告第8号**

**○議長（山路 有君）** 報告第8号、教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

**○教育民生常任委員（橋井 満義君）** 教育民生常任委員長の橋井です。ただいまより教育民生常任委員会の調査報告をさせていただきます。

報告第8号、教育民生常任委員会の調査研究について、平成30年6月11日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員会委員長橋井満義。表記の件につきまして、閉会中に調査研究を行いましたので別紙のとおり報告をさせていただきます。

では、皆様おはぐりいただき、教育民生常任委員会調査報告書、閉会中の継続調査。調査目的ではありますが、介護保険制度について南部箕蚊屋広域連合の今後の動向と現状を把握し、村の介護事業を拡充させるために行ったものであります。日時につきましては、平成30年5月10日木曜日、午前9時から11時、場所につきましては議会の委員会室で行いました。出席者は南部箕蚊屋広域連合より住田事務局長にお越しいただき、レクチャーをしていただきました。教育民生常任委員会委員としてはわたくし、そして副委員長松本二三子議員、江田加代議員、井藤稔議員、河中博子議員、そして議会事務局長高森局長の計7名であります。

調査概要といたしましては、南部箕蚊屋広域連合の住田事務局長より、広域連合の事業概要の説明を受け、日吉津村の介護実態を合わせて解説をいただきました。その後、各委員から質疑応

答を行い、介護保険の課題を協議いたしましたものであります。

内容につきまして、介護保険制度において本村は伯耆町、南部町の2町1村で構成する南部箕蚊屋広域連合を平成12年の4月に発足をいたしました。1期3年として見直しを行い本年で第7期を迎えておるところであります。その間、制度も幾度と改正をされてまいりました。ともあれ第7期の事業計画に基づき、本村の介護を見定めることが寛容であると考えたものであります。

高齢者人口は今後も上昇し、保険基盤をどう維持するのが大きな課題でありまして、その対策として第7期計画が策定をされております。そのテーマとして介護保険は、みんなで支え合う制度ですとして、国は社会全体での認識を共有させる方向にあります。そこには、介護の増加と支える家族形態がさまざまに多様化し、制度当初では想定できない速さで変化したことにあると考えられるものであります。

今後の改正内容としまして、介護利用者の高額所得者の負担割合が2割から3割に新設されるなど、福祉用具や住宅改修費の上限額を設け、事業者の説明責任を明確にするとともに、合わせて見積もりを提出させるなど、価格のグレーゾーンをなくする方向に今後はあります。そして新たに介護医療院として、長期療養と日常の介護を一体的に提供する施設を創設し、現行の病院や診療所が介護事業から撤退する現状化を、抑止しようとしたものと想定できるものであります。それらは転換前の名称を継承することができることとなっております。

さらに高齢者、障がい児者が同一事業所でサービスを受けられるようにするもので、現在1事業で運営を行う事業者に、業務拡張を促すものにみてとれたものであります。これらが第7期の大きな改正点であります。

本村の現状は平成12年4月と平成29年9月と比較いたしますと、居宅サービスが52人から97人と1.87倍、施設サービスで17人から24人で1.4倍になり、新たにできた地域密着型サービス28人を合わせると約伸びが2倍でありました。また、保険料は当初3,176円から5,417円と1.7倍の伸びであります。広域連合の総事業費も50億から83億で1.6倍となり、約これら保険料と総事業費も批准したもので約1.7倍となっておりますように思います。

今後の介護制度につきましては、家族同居の概念を再構築する必要があるように考えられます。国と自治体、広域連合との関係でも、財源や事業責任のあり方の明確性を強く感じますし、ともあれ本村の介護を拡充させ、受益者が等しくサービスを受けられるよう、注視をして行く必要性を強く感じたものであります。

以上、教育民生の報告に代えさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

---

日程第 11 議案第 27 号 から 日程第 13 議案第 29 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 27 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税等条例の一部を改正する条例）、日程第 12、議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第 13、議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）、以上 3 件は専決処分についてですので一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 27 号から議案第 29 号までの提案理由を申し上げます。いずれも専決処分ではありますが、初めに議案第 27 号は、日吉津村税条例等の一部を改正する専決処分についての提案理由でございます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして専決処分を行ったものであります。

主な改正点を申し上げますと、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、多様な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しを図るもので、給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げるものであります。

固定資産税等の負担調整措置については、現行の仕組みを 3 年間延長するものであります。

次に、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として、新規設備投資に対し、償却資産にかかる固定資産税をゼロまで軽減することを可能にする、3 年間の時限的な特例措置を創設するもの。

次に、たばこ税の見直しについて、国と地方のたばこ税の配分比率 1:1 を維持した上で、たばこ税率を平成 30 年 10 月、平成 32 年 10 月、平成 33 年 10 月に紙巻きたばこ 1 本につき 1 円ずつ、3 段階で引き上げるものなどが主な内容であります。

次に、議案第 28 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げますと、この改正は、地方税法施行令の改正にあわせ、平成 30 年度から国民健康保険事業が都道府県一本化となることに伴いまして、国民健康保険事業に関する納付金を県に

納付することとなったため改正するものであります。

また、医療分に関する基礎課税額の限度額を 54 万円から 58 万円に引き上げるとともに、低所得者世帯のうち 2 割軽減・5 割軽減を対象とする世帯の所得判定基準を引き上げるため改正するものであります。

次に、議案第 29 号日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について提案理由を申し上げます。

この改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により生じる条項のずれに対応するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたところであります。

これに伴い、本条例についても条項のずれに対応し、第 3 条第 9 項を第 3 条第 11 項に改正するものであります。

以上、議案第 27 号から第 29 号までの専決処分の提案概要の説明でありますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 以上で提案説明を終わります。

---

#### 日程第 14 議案第 30 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 14、議案第 30 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

**○村長（石 操君）** ただいま議題となりました、議案第 30 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本村の放課後児童支援員については、条例第 11 条に基づき設置しているところであります。該当資格については同条第 3 項各号に規定しております。このたびは、同項第 4 号に規定する学校の教諭となる資格を有する者について、教職員免許法に規定する免許状を有する者に改正し、その取扱いを明確化するものであります。

また、第 10 号として 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、村長が適当と認めたものを新設し、資格要件の拡大を図るものであります。

以上、議案第 30 号の一部改正の提案の説明でありますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

---

### 日程第 15 議案第 31 号 及び 日程第 16 議案第 32 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 31 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について、日程第 16、議案第 32 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について、以上 2 件は補正予算についてですので、一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 31 号から議案第 32 号までの提案理由の概要を申し上げます。

はじめに、議案第 31 号は平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 854 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 5,331 万 6,000 円とするものであります。

歳出から主なものを申し上げますと、はじめに、8 ページを御覧いただきますと、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目企画費の報償費に 21 万円、旅費に 10 万 7,000 円を計上いたしておりますが、これは新たなコミュニティ支援にかかる職員研修の講師謝礼並びに費用弁償が主なものでございます。

次に、10 ページでありますけれども、第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費の報酬のうち委員報酬に 15 万円、報償費に 5 万円を計上しておりますが、これは保育所等建替えに向けた村民検討委員会の報酬並びに講演会講師謝礼であります。

同款、第 3 項生活保護費、第 1 目生活保護総務費の委託料で 151 万 2,000 円を計上しておりますが、これは生活保護基準額等の見直しに伴うシステム改修にかかるものであります。

次に、11 ページをご覧いただきますと、第 5 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 5 目農地費の負担金補助及び交付金で 264 万 4,000 円を計上しておりますが、当初は実施設計のみ行う予算でございましたが、予算の配分が多く付いたこともございまして、海川排水路における国道 431 号から上流側の工事を実施するため、村の負担金を補正するものであります。

第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費の委託料で 250 万円を計上しております

が、これは村道橋梁点検・長寿命化計画等にかかる設計業務の委託料であります。併せて、工事請負費で1,400万円の減額を計上しておりますが、国の交付金が予定より少なかったということがございましたので、設計業務委託のみとし、橋梁補修工事は平成31年度へ先送りするために減額するものであります。

次に、12ページをご覧くださいますと、同款、第4項の住宅費、第1目住宅管理費では予定していた国庫補助金が減額となり、村債に振り替えたため、財源措置したものであります。

第9款の教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の備品購入費で23万4,000円を計上しておりますが、これは教材備品を2カ年で整備する予定でありましたけれども、理科教育設備整備費等補助金の内定がございましたので、今年度整備をするものであります。

なお、全体を通して職員の人件費関係につきましては、4月1日の人事異動、昇格等に伴う補正となっております。

次に、歳入につきまして、6ページをご覧くださいますと、第13款の国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、生活保護システム改修分として75万6,000円を計上しております。

同款、同項、第4目の土木費国庫補助金では、橋梁補修工事並びに村営住宅建替工事分として1,555万5,000円の減額を計上しております。これに併せて村債を340万円計上したところであります。

同款、同項、第6目の教育費国庫補助金では、23万1,000円を計上しておりますが、当初単独で実施予定であったものの、理科教育設備整備費等補助金の交付が追加となったものであります。

なお、第17款の繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金では254万5,000円を計上し、歳入歳出を調整いたしております。

最後に、議案第32号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)でございますが、歳入歳出それぞれ50万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億2,796万6,000円とするものであります。

4ページをご覧くださいますと、歳出の主なもの4月1日の人事異動に伴うもので、50万9,000円の減額を計上し、歳入の第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で調整をいたしております。

以上、議案第31号及び議案第32号の提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

---

○議長（山路 有君） 本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、明日 6 月 12 日午前 9 時より一般質問を行いますので議場にご参集下さい。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

**午前 10 時 40 分 散会**

---